品川区有耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱

制定 昭和52年12月1日

改正 昭和60年要綱第88号

改正 平成13年6月要綱第159号

改正 平成21年4月要綱第164 号

改正 平成27年4月要綱第312号

(目的)

第1条 この要綱は大震火災から区民の生命と財産を守るため、品川区が防災上設置する 貯水槽のうち、品川区有耐震建築物に付帯して併設する貯水槽の投置および管理について 定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で貯水槽とは、品川区が建設する耐震構造建築物の地下に併設、接続または隣接して投置する貯水槽をいう。

(設置義務)

第3条 品川区の耐震構造建築物を建設するに当たって、建築物を主管する課は貯水槽を 併設しなければならない。

建築物を主管する課は、計画時および設置修了後、その位置、規模等を防災まちづくり部 防災課に通知しなければならない。

(設置基準)

第4条 貯水槽の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 関東大震災程度の地震に、十分耐えうる構造とする。
- (2) 容量は40 ㎡以上とする。
- (3)「導水装置」「集水ピット」等、消防用設備の技術基準については防災課の指示に従う。導水口は消防活動を迅速に進めるために主要道路に面して設置する。
- (4)(2)の容量の受水槽を設置する場合は、貯水槽を設置しなくてもよいとするが、(1)
- と(3)の基準で受水槽を設置し、貯水槽兼用とする。
- (5) 従来の施設で(2) の容量の受水槽は、(1) と(3) の基準に適合するように強化補修する。

(維持管理および廃止)

第5条 貯水槽の維持管理については、建築物を主管する課が行う。

災害時または訓練には、使用を認めるものとする。なお、受水槽の場合、訓練には使用しない。

貯水槽または受水槽を廃止したときは、防災まちづくり部防災課に通知しなければならない。

(定期検査)

第6条 建築物を主管する課の防火管理者は、貯水槽が常に使用できるよう消防署の保全 検査に合わ

せて、月1回ろう水検査を行うものとする。

(その他必要な事項)

第7条この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度区長が定める。

付則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行する。

付則

この要綱の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱の改正は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。